

## 市民の森の寄附受け入れに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めのあるもののほか、浜松市緑の保全及び育成条例（昭和62年浜松市条例第14号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により市民の森として指定をされた区域の土地（以下「市民の森の土地」という。）の寄附を受け入れる場合の基準等について定めるものとする。

### (寄附受け入れの基準)

第2条 市民の森の土地について、当該土地の所有者から寄附の申し出があった場合は、次の各号に掲げる基準の全てを満たす場合に限り受け入れることができる。

- (1) 高所作業車の乗り入れに十分な公道や、一体で管理ができる市有地の樹林と接しており、適切な維持管理や市民協働による保全活動が容易に行えること。
- (2) 隣地との境界が確定しており、隣接する土地所有者等との間に紛争等がないこと。
- (3) 土地の所有が共有の場合は、共有者全員の申し出によるものであること。なお、相続のあった土地の場合は、相続登記が完了していること。
- (4) 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、公共公益事業に資する目的で設定された地役権は除く。
- (5) 樹林地内に不法投棄や建築物などがなく、健全な樹林として管理されていること。
- (6) 倒木や斜面の崩落など、周辺の家屋に被害を与えるような危険な状態が窺えないこと。

### (受け入れの特例)

第3条 前条の基準の全部又は一部に該当しない場合に関わらず、市長が特に必要があると認めた場合は、寄附を受け入れることができる。

### (所有権移転)

第4条 寄附を受け入れる場合は、市が所有権移転登記を行うものとする。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。